五条の十三」に、「第八十九条第二号（第百四十五条の五」を「第八十二条の十四第一項第二号（第百四十五条の五において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額、第八十二条の二十二第一項第二号（第百四十五条の九において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額、第八十九条第二号（第百四十五条の十三」に改める。

第百六十条中「第八十九条」を「第八十二条の十四第一項（国際最低課税残余額に係る確定申告）（第百四十五条の五（申告及び納付等）において準用する場合を含む。）、第八十二条の二十二第一項（国内最低課税額に係る確定申告）（第百四十五条の九（申告及び納付等）において準用する場合を含む。）、第八十九条」に、「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に、「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）を「（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）に、「特定多国籍企業グループ等報告事項等を」を「グループ国際最低課税額等報告事項等若しくは同条第四項の規定によるグループ国内最低課税額報告事項等を」に改める。

第百六十二条中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に、「（特定多国籍企業グループ等報告事項等）を「若しくは第四項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等）に改める。

附則第二十条第二項中「第三編第三章」を「第三編第四章」に、「第百四十五条の三」を「第百四十五条の十一」に改める。

別表第一沖縄振興開発金融公庫の項の前に次のように加える。

医療情報基盤・診療報酬審査支払機構	医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和二十三年法律第百二十九号）

別表第一社会保険診療報酬支払基金の項を削る。

（地方法人税法の一部改正）

第三条　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「特定基準法人税額に対する地方法人税」を「国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税」に、「第四章　更正及び決定（第二十五条―第二十九条）　第五章　雑則（第三十条―第三十二条）　第六章　罰則（第三十三条―第三十七条）」を「第四章　国内最低課税標準額の申告及び第一節　国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税（第二十五条―第二十九条）　第二節　税額の更正及び決定（第三十条―第三十二条）　第三節　雑則（第三十三条―第三十七条）　第五章　罰則（第三十八条―第四十一条）」に改める。

第二十五条の見出しを「（国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に係る確定申告）」に改め、同条第一項中「次項」を「以下この条」に、「第六条第二項に規定する」を「第六条第二項第一号に掲げる」に改め、同項第一号中「課税標準特定法人税額」を「課税標準国際最低課税法人税額（第六条第二項第一号に定める国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に係るものに限る。）」に改め、同項第二号中「課税標準特定法人税額」を「課税標準国際最低課税法人税額」に改め、同条第二項中「当該課税対象会計年度について」を削り、「場合（」を「課税対象会計年度において当該申告書を提出する場合（」に、「法人税法」を「構成会社等（法人税法」に改め、「構成会社等」の下に「をいう。第四項において同じ。）」を加え、「が同法第百五十条の三第六項」を「若しくは外国法人（我が国を同条第七号に規定する所在地国とする同条第六号に規定する恒久的施設等を有していたものに限る。以下この項及び第四項において同じ。）若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（同条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。第四項において同じ。）であった他の内国法人若しくは外国法人が同法第百五十条の三第九項」に改め、同条に次の二項を加える。

3　特定多国籍企業グループ等に属する法人（第六条第二項第二号に掲げる法人に限る。）は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　当該課税対象会計年度の課税標準である課税標準国際最低課税法人税額（第六条第二項第二号に定める国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に係るものに限る。）

二　前号に掲げる課税標準国際最低課税法人税額につき前条の規定を適用して計算した地方法人税の額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2　この法律において「国際最低課税額等に係る特定基準法人税額」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一　法人税法第二条第三十一号の二に規定する国際最低課税額確定申告書を提出すべき内国法人　当該内国法人の法人税の課税標準である各対象会計年度の同法第八十二条の四第一項に規定する課税標準国際最低課税額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

二　法人税法第二条第三十一号の三に規定する国際最低課税残余額確定申告書を提出すべき法人　当該法人の法人税の課税標準である各対象会計年度の同法第八十二条の十二第一項に規定する内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額又は同法第百四十五条の三第一項に規定する外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）

第六条に次の一項を加える。

3　この法律において「国内最低課税額に係る特定基準法人税額」とは、法人税法第二条第三十一号の四に規定する国内最低課税額確定申告書を提出すべき法人の法人税の課税標準である各対象会計年度の同法第八十二条の二十第一項に規定する内国法人に係る課税標準国内最低課税額又は同法第百四十五条の七第一項に規定する外国法人に係る課税標準国内最低課税額につき、同法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定により計算した法人税の額（附帯税の額を除く。）をいう。

第七条第二項中「内国法人」を「法人」に改める。

第十六条第六項中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税

第二十四条の二第一項中「特定基準法人税額に対する地方法人税」を「国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税」に、「課税標準特定法人税額」を「課税標準国際最低課税法人税額」に改め、同条第二項中「課税標準特定法人税額」を「課税標準国際最低課税法人税額」に、「特定基準法人税額」を「国際最低課税額等に係る特定基準法人税額」に改める。

第二十四条の三中「特定基準法人税額に対する地方法人税」を「国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税」に、「課税標準特定法人税額」を「課税標準国際最低課税法人税額」に改める。

第二十四条の四の見出しを「（国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に係る確定申告）」に改め、同条第一項中「次項」を「以下この条」に、「第六条第二項に規定する」を「第六条第二項第一号に掲げる」に改め、同項第一号中「課税標準特定法人税額」を「課税標準国際最低課税法人税額（第六条第二項第一号に定める国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に係るものに限る。）」に改め、同項第二号中「課税標準特定法人税額」を「課税標準国際最低課税法人税額」に改め、同条第二項中「当該課税対象会計年度について」を削り、「場合（」を「課税対象会計年度において当該申告書を提出する場合（」に、「法人税法」を「構成会社等（法人税法」に改め、「構成会社等」の下に「をいう。第四項において同じ。）」を加え、「が同法第百五十条の三第六項」を「若しくは外国法人（我が国を同条第七号に規定する所在地国とする同条第六号に規定する恒久的施設等を有していたものに限る。以下この項及び第四項において同じ。）若しくは当該特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等（同条第十五号に規定する共同支配会社等をいう。第四項において同じ。）であった他の内国法人若しくは外国法人が同法第百五十条の三第九項」に改め、同条に次の二項を加える。

3　特定多国籍企業グループ等に属する法人（第六条第二項第二号に掲げる法人に限る。）は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から一年三月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一　当該課税対象会計年度の課税標準である課税標準国際最低課税法人税額（第六条第二項第二号に定める国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に係るものに限る。）

二　前号に掲げる課税標準国際最低課税法人税額につき前条の規定を適用して計算した地方法人税の額

三　前二号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

第六条第二項を次のように改める。

課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税

計算（第二十四条の九）

び納付等（第二十四条の十）

決定（第二十五条―第二十九条）

三十条―第三十二条）

三十三条―第三十七条）」

第三条第一項中「及び第六章」を「、第二十四条の十二及び第七章」に改め、同条第二項中「第六章」を「第七章」に改める。

第五条第二項中「法人税法」を「特定多国籍企業グループ等（法人税法に、「に属する内国法人」を「をいう。次項において同じ。）に属する同条第十三号に規定する構成会社等である法人」に、「の特定基準法人税額」を「の国際最低課税額等に係る特定基準法人税額」に、「特定基準法人税額に対する地方法人税」を「国際最低課税額等に係る特定基準法人税額に対する地方法人税」に改め、同条に次の一項を加える。

3　特定多国籍企業グループ等に属する法人税法第八十二条第十三号に規定する構成会社等である法人又は特定多国籍企業グループ等に係る同条第十五号に規定する共同支配会社等である法人の各課税対象会計年度の国内最低課税額に係る特定基準法人税額には、この法律により、国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税を課する。